

〔付〕

一 帝国教育会国字改良部仮名決議

(明治三十三年七月)

一 片仮名平仮名共に用ふること

二 仮名の字形に變革を施さず(活字を横広く作るなどは此限にあらず)

三 同音の仮名に數種あるを各一種に限ること左の如し

あ	い	う	え	お	ア	イ	ウ	エ	オ
か	き	く	け	こ	カ	キ	ク	ケ	コ
さ	し	す	せ	そ	サ	シ	ス	セ	ソ
た	ち	つ	つ	と	タ	チ	ツ	テ	ト
な	に	ぬ	ね	の	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
は	ひ	ふ	へ	ほ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
ま	み	む	め	も	マ	ミ	ム	メ	モ
や	ゆ	ゆ	よ		ヤ	ユ	ヨ		
ら	り	る	れ	ろ	ラ	リ	ル	レ	ロ
わ	ゐ	ゑ	を		ワ	ヰ	ヱ	ヲ	
ん					ン				

ゐゑをノ三字ハ本音WiWeWoヲ写ス時ニノミ用フ(ゐゑをノ音ノ既ニいえおトナレルモノハあ行ノ仮名ニテ写ス)

四 拗音は二字の右に短き線を引きて記す「きや」「しゆ」「ちよ」「キヤ」「シユ」「チヨ」の如し

五 促音は「ッ」字を右へ寄せ小さく書きて記す「おッ」と(夫)「ホッス」(欲)の如し

六 「ち」は「やま」等の略符は印刷物には用ひず筆にて書くには妨なし

七 長き音を写すにはあいう(アイウ)を用ひ二字の右に短き線を付く「かあ」「きい」「くう」「けい」「こう」「カー」「キイ」「クウ」「ケイ」「コウ」の如し

八 従來の仮名遣を廢し一切發音の儘に写す但し動詞の「いふ」「おもふ」「いはふ」「わらふ」「たたかふ」の類は「いう」「おもう」「いわう」「わらう」「たたかう」と記す

九 従來の字音仮名遣を廢して發音の儘に写す例へは「キヤウ」(京)「キョウ」(興)「ケウ」(教)「ケフ」(夾)等すべて「キョウ」と記す

十 文は言文一致ナルヘキコト

十一 文中の用語には成るべく字音の語を避くること

十二 文をば縦に記すこと但し或る場合には左より右に記すも妨なし

十三 單語と單語とを離す

十四 固有名詞は太き仮名を用ひて區別す

十五 文の頭には太き仮名を用ふ

十六 句読の点には「。」及び「、」を用ふること

因に云ふ右「仮名決議」は去る七月八日の臨時總會に於て決議し更に委員を選んで字句の修正を之に一任し委員は同十五日字句の修正を了したり然るに九月十一日の臨時總會にて又委員を設けて再調査に附することとなり委員は仮名の字体の中にて「い」「も」を改めて「し」「も」となし教則大綱の字体と一致せしめたるものなり

〔教育公報〕明治三十三年十月号

二 高等師範学校附属小学校国語科実

施方法要領

(明治三十四年一月)

高等師範学校ニ於テ昨三十三年^{月入}文部省令第十四号小学校令施行規則第十六条ニ依リ同校附属小学校ニ於ケル国語科実施方法取調方ヲ同校教授後藤牧太、那珂通世、三宅米吉、畠山健、桑原隣藏、岡倉由三郎、小泉又一、吉田弥平、同校教諭三土忠造、石川倉次及同校訓導佐々木吉三郎ノ十一人ニ命シ調査セシメタルニ尋常小学ニ関シ左記要領ノ如ク決定申報セリ(文部省)

尋常小学国語科実施方法要領

一 小学校令施行規則中第二号表ノ仮名遣ハ近易ナル普通文(話言葉)ニ於テハ字音ノ言葉ノミナラス国音ノ言葉ニモ適用スルモノトス

二 国語教授ニ用フル言葉ハ主トシテ東京ノ中流以上ニ行ハレ居ル正シキ発音及ビ語法ニ従フモノトス

三 前項ノ教授ニ関シ仮名又ハ漢字ヲ用フルハ品詞ノ種類ニ依リテ區別スルモノトス

(イ) 仮名ノミヲ用フルモノ

感動詞、後置詞、助動詞、接読詞、

国音ノ動詞、形容詞、副詞、

(ロ) 便宜上漢字又ハ仮名ヲ用フルモノ

名詞、代名詞、数詞

字音ヨリ出デタル動詞、形容詞、副詞